

番号：150741

国名：ケニア国

担当：産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

案件名：東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年10月下旬から2015年12月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.87M/M、合計 1.37M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	26日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月7日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 17点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 10点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	アフリカ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は

本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

人口 1 億 4 千万人を抱え域内統合が進展しつつある EAC（東アフリカ共同体；East African Community）地域では、近年、年間 5%を超える経済成長を達成している。また、この間、域内外の貿易量は倍増し、地域の経済成長を牽引する重要な要素となっている。他方で、世銀による国際物流の効率性指数では、同地域の通関手続きの効率性及び貿易・物流のインフラは共に低位にあり、また輸出入にかかるコストは欧米の 6~7 割高いと言われるなど、域内の物流の効率化が課題となっている。

EAC 地域では、域内統合による域内の貿易自由化促進のために 2005 年から関税同盟への移行が進められている。加えて、域内の通関手続きの効率化のため、EAC 税関行政法が 2004 年に制定されるとともに、国境物流の効率化に資するワン・ストップ・ボーダー・ポスト（One Stop Border Post: OSBP）の導入に向け、数年間の検討・審議を経て 2013 年 4 月に EAC OSBP 法案が EAC 立法議会で通過したところであり、域内における物流の効率化に向け域内全域での取り組みが進んでいる。また、域内各国歳入官庁の中期計画においても、歳入の強化やコンプライアンス強化、適切な取締りの実施と並び、域内統合を見据えた税関手続きの円滑化が重点施策に位置づけられている。

JICA は 2007 年から 2013 年まで、2 回のフェーズに分けて、EAC 加盟 5 か国を対象に（ルワンダ国、ブルンジ国はフェーズ 2 より参加）技術協力プロジェクトを実施し、OSBP 運用モデルにかかるパイロット事業（ICT 機材整備、共同国境取締り等）を実施するとともに、税関や通関業者等の能力向上を通じた物流の円滑化に取り組んできた。しかし域内の経済統合及び回廊整備の一環として、域内物流円滑化に向けた各種政策・施策の重要度は依然高く、各国政府は、同地域における OSBP の推進をはじめとする貿易円滑化にかかる取り組みを更に強化を必要としていた。かかる状況の下、EAC 加盟国から我が国に対し、貿易円滑化及び OSBP 推進に係る追加支援（「東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト フェーズ 3」（ケニア・タンザニア・ウガンダ・ルワンダ・ブルンジより要請）及び「ルスモ国境ワン・ストップ・ボーダー・ポスト運営支援プロジェクト」（タンザニア、ルワンダより要請）が要請された。両案件の要請内容を統合し、1 件の技術協力プロジェクト（東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト）として採択し、協力を実施している。

本プロジェクト（東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト）では、東部アフリカ地域の EAC 加盟 5 か国を対象として、対象国境における OSBP の運用体制の確立、税関の能力向上、通関業者協会の能力向上及び域内通関士制度の枠組みの構築を通じて、国境手続きの効率化を図り、もって当該地域における貿易円滑化の促進に資することを目的としている。EAC 加盟 5 か国の歳入官庁を窓口として、ナマンガ、ルスモにおける国境管理のための National Steering Committee 関係機関職員を対象として、2013 年 12 月より 2017 年 12 月までの 4 年間の予定で実施されており、現在 3 名の専門家（チーフアドバイザー、業務調整/人材育成計画 1、業務調整/人材育成計画 2）を配置し、チーフアドバイザーは本邦から複数回派遣で対応し、業務調整 2 名を派遣中である。

本調査は、プロジェクトの中間時点を迎え、関係者間で本プロジェクトの目標達成度や成果等を分析すると共に、プロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性について核にし、合同評価報告書に取りまとめ、合意することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2015年10月下旬～11月上旬)

- ①既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、各種委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その対象国関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。また、中間評価調査の実施及びアポイントメント調整依頼を含めたレター(英文)案を作成する。尚、ブルンジ向け質問票は、質問票(英文)を基に仏語に翻訳予定。翻訳は、JICA事務所にて準備する。
- ④必要に応じてプロジェクト関係者へのインタビューを通じて活動状況を把握すると共に、団内勉強会、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015年11月上旬～11月下旬)

- ①JICA事務所等(ケニア・タンザニア・ウガンダ・ルワンダ)との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者(相手国関係者、プロジェクト専門家等)に対して、本中間評価の評価手法について説明を行う。
- ③事前に配布した質問票を回収、整理すると共に、対象国側C/Pと協議した評価グリッドに基づきプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。尚、ブルンジにおける治安情勢の悪化のため、現地での調査は実施せず、質問票の回収及び電話でのヒアリング等を実施することで代替する。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及び対象国側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及び対象国側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果のJICA事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年12月上旬～12月中旬)

- ①評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③中間評価調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 合同評価報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る中間評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドラ

イン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年11月3日～2015年11月28日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に3週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 関税行政 (財務省)
- エ) 評価分析 (コンサルタント)

なお、現地派遣中のプロジェクトチームの構成は以下を予定しています。

- ア) チーフアドバイザー
- イ) 業務調整/人材育成計画1
- ウ) 業務調整/人材育成計画2

③便宜供与内容

当機構事務所（ケニア・タンザニア・ウガンダ・ルワンダ）及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上
あり（ブルンジに対する調査につき、通訳（英<->仏、質問票翻訳を含む）をルワンダにて備上予定）
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの一部同行。尚、本業務従事者の現地派遣期間中の日程調整は、本業務従事者がカウンターパートと直接連携の上で、アポイントメントの確認・フォローを行うことが望ましい。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内（ケニア・ナイロビ）の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム（TEL:03-5226-8061）にて配布します。

- ・ PDM（最新版）
- ・ PO（最新版）
- ・ Regional Joint Coordinating Committee (RJCC) 及び Joint Technical Committee (JTC)

議事録

②本業務に関する以下の資料が、当機構及び当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

・ 案件概要 :

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/11964ab4b26187f649256bf300087d03/88d88696e29a813d49257c660079e52f?OpenDocument>

・ R/D:

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc515.nsf/VIEWJCSearchX/113F47606A0AEA3B49257C8A002180D1?OpenDocument&pv=VW02040107&pid=88D88696E29A813D49257C660079E52F>

・ 事前事業評価表 : http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_1300640_1_s.pdf

・ ODA見える化サイト : <http://www.jica.go.jp/oda/project/1300640/index.html>

・ 詳細計画策定調査報告書（ケニア共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国、ルワンダ共和国、ブルンジ共和国 東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト(フェーズ2) 終了時評価調査及び東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017178.html>

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意ください。現地の治安状況については、JICA事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意ください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載ください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談ください。

④調査行程を検討する際は、各国に平均4営業日滞在する行程を検討願います。また訪問国が複数に渡るため、プロジェクトオフィスがあるケニア（ナイロビ市）にてプロジェクトチームと面談・調査を実施した上で、その後ウガンダ・ルワンダ・タンザニアの順に訪問する調査行程を検討ください。また、本プロジェクトのC/P（各国歳入官庁）及び関係機関への訪問と併せて、EAC事務局（タンザニア・アルーシャ）、及び本プロジェクトで技術支援を実施しているナマンガOSBP（ケニア・タンザニア国境）及びルスモOSBP（ルワンダ・タンザニア国境間）への訪問・調査を含めて検討ください。

以上